

日興遺誠置文

元弘三年一月一三日

夫^{それおもんみ}以^{がやしじょう}れば末法弘通の慧日は、極悪謗法の闇を照らし、久遠寿量の妙風は伽耶始成の権門を吹き払ふ。於戯仏法に値ふこと希にして、喩へを曇華の萼^{はなぶさ}に仮り類を浮木の穴に比せん、尚以て足らざる者か。爰に我等宿縁深厚なるに依って幸ひに此の経に遇ひ奉ることを得、随って後学の為に条目を筆端に染むる事、偏^{ひとえ}に広宣流布の金言を仰がんが為なり。

- 一、富士の立義^{いざさか}聊も先師の御弘通に違せざる事。
- 一、五人の立義一々に先師の御弘通に違する事。
- 一、御抄何れも偽書に擬し当門流を毀謗せん者之有るべし、若し加様の悪侶出来せば親近すべからざる事。
- 一、偽書を造って御書と号し本迹一致の修行を致す者は師子身中の虫と心得^うべき事。
- 一、謗法を呵責^{かしゃく}せずして遊戯雑談の化儀並びに外書歌道を好むべからざる事。
- 一、檀那の社参物詣^{ものもつ}でを禁ずべし、何に況んや其の器にして一見と称して謗法を致せる悪鬼乱入の寺社に詣づべけんや。返す返すも口惜^{くちあ}しき次第なり。是全く己義^{こぎ}に非ず、経文御抄等に任す云云。
- 一、器用の弟子に於ては師匠の諸事を許し^{さしお}聞き、御抄以下の諸聖教を教学すべき事。
- 一、学問未練^{みれん}にして名聞名利の大衆は予が末流に叶ふべからざる事。
- 一、予が後代の徒衆等権実を弁へざるの間は、父母師匠の恩を振り捨て出離^{りしやうどう}証道の為に本寺に詣で学文すべき事。
- 一、義道の落居^{らっこ}無くして天台の学文すべからざる事。
- 一、当門流に於ては御抄を心肝に染め極理^{ごくり}を師伝して若し^{いとま}間有らば台家を聞くべき事。
- 一、論議講説等を好み自余を交ゆべからざる事。
- 一、未だ広宣流布せざる間は身命を捨て、随力弘通を致すべき事。
- 一、身軽法重の行者に於ては下劣の法師たりと雖も、当如^{とうよきようぶつ}敬仏の道理に任せて信敬^{しんぎやう}を致すべき事。
- 一、弘通の法師に於ては下輩たりと雖も、老僧の思ひを為すべき事。
- 一、下劣の者たりと雖も、我より智勝れたる者をば仰いで師匠とすべき事。
- 一、時の貫首^{かんず}たりと雖も仏法に相違して己義^{かま}を構へば之を用ふべからざる事。
- 一、衆義たりと雖も、仏法に相違有らば貫首^{くじ}之を摧くべき事。

一、衣の墨、黒くすべからざる事。

一、直綴じきとつを著すべからざる事。

一、謗法と同座すべからず、与同罪を恐るべき事。

一、謗法の供養うを請くべからざる事。

一、刀杖等に於ては仏法守護の為に之を許す、但し出仕の時節は帯すべからざるか。若し其れ大衆等に於ては之を許すべきかの事。

一、若輩じゃくはいたりと雖も高位の檀那おより末座に居くべからざる事。

一、先師の如く予が化儀たも聖僧たるべし。但し時の貫首或は習学の仁に於ては、設たひ一旦の姦犯ようはん有りと雖も、衆徒に差し置くべき事。

一、巧ぎょう於難問答おの行者に於ては先師の如く賞翫しょうがんすべき事。

右の条目大略か此くの如し、万年救護の為に二十六箇条を置く。後代の学侶あ、敢へて疑惑を生ずること勿れ。此の内一箇条なかに於ても犯す者は日興が末流に有るべからず。仍よって定むる所の条々くだん件の如し。

元弘三年癸酉正月十三日

日 興 花 押